

青森市建築物エネルギー消費性能向上計画認定等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能に係る認定等の実施に関し必要な実施要領を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(特定行政庁が定める図書)

第3条 施行規則第23条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 法律第15条第1項の規定による登録を受けた機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- 三 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関が交付する適合証
- 四 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合又は法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価書の写し

2 施行規則第30条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 前項第1号から第3号までに掲げるもの
- 二 前号以外の図書を添付する場合にあつては、次のいずれかに掲げる図書
 - (1) 非住宅用途のみの建築物において法第12条第3項に規定する適合判定通知書

及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

- (2) 施行規則第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (4) 住宅用途のみの建築物において住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5にしている場合又は法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し

3 その他所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む建築物にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む建築物にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 三 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し
- 四 その他認定の審査において必要と認める書類

4 青森市手数料条例（平成17年条例第82号）4許可等手数料表に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認める場合とは、第1項に規定する図書を添付した場合とし、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認める場合とは、第2項に規定する図書を添付した場合とする。

5 法第35条第2項の規定（法第35条第4項の規定により準用する場合を含む。）により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出を行う場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、任意の構造計算適合性判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

（所管行政庁が不要と認める図書）

第4条 施行規則第23条第3項又は施行規則第30条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項第1号又は前条第1項第2号に掲げる適合証を添付する場合にあっては、各種計算書
- 二 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
 - イ 前条第3項第1号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - ロ 前条第3項第2号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（認定申請の取り下げ）

第5条 認定申請者が、認定申請を取り下げようとするときは、取り下げ書（第1号様式）を、市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第6条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請が、法第35条第1項の認定（同法第36条第2項において準用する同法35条第1項の規定を含む。）の基準に適合しないと認めたとき又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が、法第41条第2項の認定の基準に適合しないと認めたときは、認定をしない旨の通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（取りやめる旨の申出）

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（第3号様式）に、認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

（建築工事の完了報告）

第8条 法第37条の規定に基づき、認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに完了した旨の報告書（第4号様式）に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。

（認定の取り消し通知）

第9条 市長は、法第39条又は第42条の規定により認定を取り消す場合は、認定取消通知書（第5号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（報告の徴収）

第10条 市長は、法第37条又は第43条の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、状況報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（助言及び指導）

第11条 法第8条の規定による助言及び指導は、指示書（第8号様式）により行うものとする。

（改善命令）

第12条 市長は法第38条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書（第9号様式）により行うものとする。

（軽微な変更）

第13条 認定建築主は、施行規則第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第10号様式）に変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能に係る認定等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第3条第1項第1号に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関とする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。